

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
虐待防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において虐待とは、本会職員（以下「職員」という。）がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。【身体的虐待】
- (2) 利用者にいじめつな行為をすること又は利用者をしていじめつな行為をさせること。【性的虐待】
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。【心理的虐待】
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。【放棄・放置】
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。【経済的虐待】

(利用者に対する虐待防止)

第3条 職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、この規程に基づき対応をしなければならない。

2 職員は虐待を発見したときは、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

(虐待防止責任者)

第5条 この規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、本会に虐待防止責任者を置く。

2 虐待防止責任者は、事務局長があたるものとする。

(虐待防止責任者の職務)

第6条 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 第9条に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告
- (5) 虐待を行った職員への対応
- (6) 支給決定区市町村への報告

(虐待防止受付担当者)

第7条 本会事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、本会に虐待防止受付担当者を置く。

2 虐待防止受付担当者は、事務局長が指名する。

3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。

4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅延なく虐待防止受付担当者に別に定める「虐待通報等連絡書」によりその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

(1) 利用者等からの虐待通報受付

(2) 職員からの虐待通報受付

(3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録

(4) 虐待内容の虐待防止責任者及び第三者委員への報告

(5) 虐待改善状況の虐待防止責任者への報告

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、本会苦情解決に関する規程第4条に定めた者とする。

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、この規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第11条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止担当者は、虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

(1) 虐待の内容

(2) 虐待通報者の要望

(3) 第三者委員への報告の要否

(4) 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち合いの要否

(虐待の報告・確認)

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、別に定める「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第13条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合い

に代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立ち会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」により記録し、虐待通報者及び立ち会った第三者委員に確認する。
(虐待解決に向けた記録・報告)

第14条 虐待防止責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市の苦情相談窓口及び千葉県運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。
(解決結果の公表)

第15条 虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書」により第三者委員に報告する。

- 2 本会事業のサービスの質の向上を図るため、この規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。
(虐待防止のための職員等研修)

第16条 虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

- 2 虐待防止責任者は、虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。
(虐待防止委員会の設置)

第17条 虐待防止責任者は、虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は虐待防止責任者とする。委員は必要のある員数とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(虐待防止委員会の実施)

第18条 虐待防止委員会は、次のとおり実施する。

- (1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果によ

る調査を必要あるごとに実施する。

(4) 上記の実施した結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。

(5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

(6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

(7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに虐待防止委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(虐待防止委員会の責務)

第19条 虐待防止委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない支援環境づくりを目指さなければならない。

2 虐待防止委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

3 虐待防止委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第20条 虐待防止責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及び保護者等に啓発する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。